

# ハープクラブ 規約（一宮市休日地域クラブ活動）

## 第1条（名称）

本クラブは「ハープクラブ」（以下「本クラブ」という）と称する。

## 第2条（目的）

本クラブは、地域における音楽文化の振興および児童・生徒の健全な成長を目的とし、ハープの演奏活動を通じて技術と感性を養い、協調性および自己表現力を育成するものとする。

## 第3条（活動内容）

本クラブは、次の活動を行うものとする。

1. ハープの基本的な演奏技術の習得
2. 合奏、発表会、地域イベント等への参加
3. 音楽に関する礼儀およびマナーの指導
4. その他、本クラブの目的達成に必要な活動

## 第4条（活動日・場所）

活動は原則として月2回、第2および第4土曜日の午後に実施する。ただし、施設の利用状況や地域行事等により変更する場合がある。活動場所は、地域の公共施設、学校施設または指導者が指定する場所とする。

## 第5条（会員）

1. 会員は、本クラブの目的に賛同する地域在住または通学の小学5年生および中学2年生とする。
2. 中学3年生以降も継続して活動を希望する場合は、指導者へ相談するものとする。
3. 入会にあたっては、保護者の同意を必要とし、参加申込書に必要事項を記入し、代表に提出するものとする。
4. 会員およびその保護者は、本規約を遵守するものとする。
5. 会員が遅刻、早退または欠席する場合は、事前に指導者へ連絡するものとする。

## 第6条（指導者）

指導者は本クラブの主催者とし、演奏技術の指導に加え、安全管理および礼儀作法の指導に努めるものとする。

## 第7条（保護者の協力）

保護者は、送迎、安全管理、行事への参加など、クラブ運営に協力するものとする。

## 第8条（費用）

1. 本クラブの運営にかかる費用（教材費、楽器レンタル費、発表会参加費、保険料等）は、原則として実費またはそれに相当する金額を保護者が負担するものとする。
2. 各種費用は、活動前または必要に応じて文書または口頭で通知するものとする。
3. 会費は半期分を指定口座に振り込むものとする。
4. 一度納入された会費は、理由の如何にかかわらず返還しないものとする。

運営に関わる費用には以下のものがある。

### 1. スポーツ安全保険料（年間 800 円）

ただし、前期に参加した者は、当該年度のスポーツ安全保険料を後期に再納入する必要はない。ただし、後期から新規参加する者は納入を要するものとする。

### 2. 通常の活動費

発表会等の特別行事にかかる費用は別途集金する場合がある。

### 3. ハープを所有していない者は、購入または、レンタルによりクラブ活動に参加するものとし、レンタルには別途費用が発生する。

## 第9条（レンタル楽器の利用）

1. レンタル契約を締結した者は、レンタル楽器を自宅に持ち帰り、練習に使用するものとする。
2. 利用者は、活動日に指導者が指定する会場へ楽器を持参するものとする。やむを得ず持参が困難な場合は、事前に指導者の許可を得るものとする。
3. レンタル楽器の利用に関する詳細は、別途定める「レンタル規約」に準じるものとする。なお、楽器の数には限りがあるため、希望者全員に貸与できない場合がある。

## 第10条（安全管理）

会員はスポーツ安全保険に加入するものとする。活動中の傷害に関しては、当該保険の対象範囲内で対応するものとする。

## 第11条（個人情報の取り扱い）

会員および保護者から取得した個人情報は、クラブ運営および連絡業務にのみ使用し、第三者に提供しないものとする。

## 第12条（写真・動画の使用）

活動中に撮影した写真および動画は、クラブの記録として保存し、また地域広報（SNS や地域など）に使用する場合がある。使用に際しては、個人が特定されないよう十分配慮するものとする。

## 第 13 条（休会）

長期欠席を希望する場合は、保護者を通じて「休会届」を提出することで、一時的に活動を休止することができる。再開時には、指導者へ連絡するものとする。なお、休会中も本クラブの運営にかかる費用の返金はないものとする。

## 第 14 条（退会）

1. 退会を希望する場合は、1カ月前までに保護者を通じて所定の退会手続きを行うものとする。
2. 連絡なく原則 2か月以上継続して欠席した場合、指導者の判断により退会とみなすことがある。
3. レンタル楽器を利用している者は、退会までに楽器を返却するものとする。
4. 退会時のレンタル費用等は、「レンタル規約」に従うものとする。
5. 既納の費用は、原則として返還しないものとする。

## 第 15 条（規約の改定）

本規約は、クラブ運営上必要がある場合、指導者および保護者との協議により改定することができるものとする。

## 第 16 条（連絡手段）

クラブからの連絡は、原則として保護者宛の連絡帳、メールまたは指定の連絡アプリを通じて行うものとする。

## 第 17 条（活動の休止・終了）

天災地変、感染症の拡大、または指導者のやむを得ない事情により、クラブの活動を一時的または恒久的に休止または終了することがある。その際は、保護者に速やかに通知するものとする。

## 附則

本規約は、2025 年 8 月 2 日より施行する。